令和８年（フ）第２１号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森2468番地３
債務者　田中　里美（旧姓光永・白石）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

破産手続終結

令和６年（フ）第１０８０号
仙台市若林区卸町五丁目６番１号
破産者　ガルーダインターナショナル株式会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３２号
千葉県東金市滝沢字向原534番地
破産者　エスケイ工業有限会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第１０１号
千葉県東金市川場1174
破産者　株式会社山本工業
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第２９４号
新潟市中央区笹口三丁目８番地５
破産者　三好運送株式会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３０３８号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄37番地９
破産者　株式会社シーディーエフ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９５４号
神戸市中央区江戸町98番１号
破産者　株式会社ＪＯＣ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９７０号
兵庫県三木市志染町吉田865番地の４
破産者　誠和鋼販株式会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３５１号
奈良県生駒市高山町10192番地11
破産者　株式会社シャドール
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所破産係

令和５年（フ）第７７８号
（最後の住所）広島県安芸高田市八千代町勝田448　八千代病院介護医療院、開始決定時の住所広島市安佐北区可部１丁目16番15―411号
破産者　亡藤谷博義相続財産
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０号
千葉県市川市欠真間２―23―23　パルクハイム105、商業登記簿上の本店所在地千葉県市川市幸２丁目13番５―312号
破産者　株式会社東京アルファ技研
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３６２号
香川県高松市鶴市町114番地７
破産者　株式会社Ｇｒａｎｄ　Ｌｉｎｅ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

債権者集会招集

令和８年（フ）第１４９３号
愛知県半田市青山２丁目１９番地の８　アンビシャス青山２－Ｆ号、従前の住所愛知県半田市桐ケ丘４丁目２１４番地の２　アートヒルズ桐ケ丘南館４０３号
破産者　江原　正伸
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時10分
令和８年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１６４６号
大阪市浪速区塩草３－７－５　ファステート難波グランプリ1211、住民票上の住所大阪市鶴見区今津中３丁目５番１―710号
破産者　Ｔ－ｔｅｃｈ　ｓｙｓｔｅｍこと　森山　雅人
異議申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和３年（フ）第４９０２号
三重県鈴鹿市神戸６丁目６―14　鈴若荘Ｇ号室、開始決定時大阪市東住吉区公園南矢田４丁目２番13号　Ｆメゾン　201号
破産者　鈴木　康則
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３０号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目10番４号201号
破産者　矢野　雅人
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４３２号
大阪府八尾市山賀町３丁目26番地　ラポール山賀304号
破産者　北村　大輔
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０２８号
大阪府吹田市山田西２丁目13番２―201号
破産者　中井　康博
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４４号
大阪市淀川区新高５丁目７番３号
破産者　鳥越電気こと　鳥越　和典
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部